

第 9 章

諸外国の大都市制度

この章では、日本の「大都市制度」のあり方を検討する際の参考とするため、諸外国の大都市制度について、法令上の位置づけや広域自治体との包括関係を中心に、その概要を記載しました。

それによると、フランスのマルセイユやリヨン、韓国の特例都市のように、広域自治体に包括され、且つ組織の特例や、事務配分の特例により広域自治体の事務の一部を処理するという日本の「指定都市制度」に近い都市もあれば、ドイツのミュンヘンのように、広域自治体から独立し、広域自治体の事務と基礎自治体の事務を併せ行うという日本の「特別市制度」（昭和 31 年に廃止）に近い都市もあります。

また、韓国の広域市やドイツの都市州のように、その区域内に法人格を持つ区や郡を包含しつつ、広域自治体の事務と基礎自治体の事務を併せ行うという日本の「都制」に近い都市もあれば、イングランドのバーミンガムやリバプール、マンチェスターのように、基礎自治体でありながら、その行政能力の高さから広域自治体の事務も行い、且つごみ処理や消防など市域を越える広域行政課題に対しては、大都市が中心となり周辺市町村と大都市圏事務組合を設置して対処するものもありました。

このように、諸外国の大都市制度は極めて多様で、また大変示唆に富むものであり、今後の「新たな大都市制度」を検討する際には、単に 2 層制を堅持するというだけではなく、諸外国の例を参考にしつつ、日本の活力を支える大都市がそのポテンシャルを如何なく発揮できる制度かどうかという視点を重視していくべきです。

◆諸外国の大都市制度の概要

国名 比較項目	韓 国			ド イ ツ	
	ソウル特別市	広域市 (釜山、大田等)	特例都市 (水原市、 昌原市等)	都市州 (ベルリン、 ハンブルク等)	郡独立市 (ミュンヘン、 ケルン等)
面積 (k m ²)	605	釜山 765 大田 540	水原 121 昌原 293	ベルリン 892 ハンブルク 755	ミュンヘン 310 ケルン 405
人口 (万人)	979 (2010 年)	釜山 341 大田 150 (2010 年)	水原 108 昌原 106 (2010 年)	ベルリン 346 ハンブルク 179 (2010 年)	ミュンヘン 135 ケルン 101 (2010 年)
法令上の 位置づけ	地方自治法第 161 条 (ソウ ル特別市の行 政特例に関す る法律)	地方自治法 第 8 条 ～第 10 条	地方自治法 第 161 条の 2 (人口 50 万 人以上の市)	基本法(憲法) 前文	州法
広域自治 体との包 括関係	広域自治体		包括	区域外 (連邦 を構成する州 とされる)	区域外
自治体の 位置づけ				連邦を構成す る州、広域自 治体 (郡)、基 礎自治体 (市) を併有	広 域 自 治 体 (郡) と基礎 自治体 (市) を併有
事務の 特例	基礎自治体の事務のうち、 一定のものも行う		広域自治体の 事務の一部を 直接処理可能	連邦を構成す る州、広域自 治体 (郡)、基 礎自治体 (市) の事務を行う	広 域 自 治 体 (郡) と基礎 自治体 (市) を併有
組織の 特例			区あり	議会、参事会 (行政機関)、 長 (州首相か つ市長、参事 会の長) ベルリン州に 12 区、ハンブ ルク州に 7 区、ブレーメ ン市に 22 区。	州により異な る。区・非自 治体は州によ っては設置可 能。
その他の 特例	基礎自治体の税目のうち一定 の税目を有する		副市長を 2 人 置くなどの組 織上の特例		

出典：「第 28 次および第 30 次地方制度調査会提出資料」（総務省）を基に作成

国名 比較項目	フランス		イングランド	
	パリ	マルセイユ リヨン	ロンドン区・シティ (33 団体)	大都市圏 ディストリクト 〔マンチェスター、 バーミンガム 等〕
面積 (k m ²)	105	マルセイユ 240 リヨン 48	1,579	マンチェスター 116 バーミンガム 264
人口 (万人)	218 (2006 年)	マルセイユ 84 リヨン 47 (2006 年)	783 (2010 年)	マンチェスター 50 バーミンガム 104 (2010 年)
法令上の 位置づけ	憲法での位置づけあり（第72条第1項） 3市に関する特別法（1982年）		London Government Act1963 等	London Government Act1972 等
広域自治 体との包 括関係	区域外	包括	包括	区域外
自治体の 位置づけ	広域自治体と基 礎自治体の位置 づけを併有	区（行政区）を持 つコミューン		広域自治体と基 礎自治体の位置 づけを併有
事務の 特例	広域自治体と基 礎自治体の事務 を行う	コミューンの事 務	消防等以外の広 域自治体が行う 事務と基礎自治 体の事務を行う	事務組合で処理 している公共交 通、廃棄物処理、 警察、消防・救急 以外の広域自治 体・基礎自治体の 事務
組織の 特例	区、区議会あり	マルセイユ市は 16区、リヨンは 9区。マルセイユ 市は2区ずつまと めて8連合区に区 議会と区長、リヨ ン市では各区に 区議会と区長を 設置。		
その他の 特例	警察権限は国に 留保			

出典：「第 28 次および第 30 次地方制度調査会提出資料」（総務省）を基に作成

国名 比較項目	アメリカ		カナダ	
	ワシントン D. C.	ニューヨーク シティ	オタワ	トロント
面積 (k m ²)	158	785	2,796	630
人口 (万人)	57 (2000 年)	818 (2010 年)	88 (2011 年)	262 (2011 年)
法令上の 位置づけ	District of Columbia Home Rule Act	New York City Charter		2006 年トロント 市法
広域自治 体との包 括関係	区域外	区域外	区域外	区域外
自治体の 位置づけ	広域自治体と基 礎自治体の位置 づけを併有	広域自治体と基 礎自治体の位置 づけを併有(他地 域では別法人で ある学区の機 能も併有)	広域自治体と基 礎自治体が合併 した団体	一般制度である 一層制自治体の 一つ。他の一般自 治体とは異なる 権限が認められ ている。
事務の 特例	広域自治体と基礎自治体の事務を行 う		広域自治体と基 礎自治体の事務 を行う	
組織の 特例	近隣地区諮問委 員会あり	市議会（直接公 選）、市長（直接 公選）、区（市内 に 5 区）、区長（直 接公選）、区委員 会を設置。コミュニ ティ委員会は市内に 59 設置。	議会（直接公選）、 首長（直接公選） が議長を兼ねる	市内の 4 つの区 域ごとに設けら れた市議会の一 委員会の位置付 けで、各区内選出 市議会議員が委 員となっている。
その他の 特例	連邦議会が排他 的立法権を有す る			財産税以外の新 たな税を課す権 限（2008 年より 土地取引税、自動 車所有税を導入）、市による州 政府や連邦政府 との直接協議。

出典：「第 28 次および第 30 次地方制度調査会提出資料」（総務省）を基に作成

韓 国

《広域自治体》

ソウル
特別市

広域市
(釜山・大邱・仁川・光州・
大田・蔚山)

道

道

特別
自治道

《基礎自治体》

自治区

自治区

郡

特
例
都
市

市

郡

〔行政市
(非基礎自治体)
(済州)〕

大都市制度の概要

	【参考】 ソウル特別市	【参考】 広域市	特例都市	
			人口 100 万人以上 の都市 (水原市、昌原市)	人口 50 万人 以上の市
位置づけ	地方自治法第 161 条→ソウル特別市の行政特例に関する法律	地方自治法第 8 条～第 10 条	地方行政体制改編に関する特別法(2010 年)に設けられた特例	地方自治法第 161 条の 2
広域自治体との包括関係	(広域自治体である)		道に包括される	
事務	基礎自治体の事務のうち、一部の事務は、大都市の特殊性に鑑み、自治区ではなく特別市・広域市が処理		道の事務のうち一部の事務を市が処理	
区	自治区(基礎自治体)の設置	自治区又は郡(共に基礎自治体)の設置	任意に自治区ではない区(非自治体)を置くことができる	
その他の特例	一般法の地方自治法とは別に「ソウル特別市行政特例に関する法律」が定められ、監査、計画策定等に関する国務総理(首相)の関与等の特例がある		副市長を 2 人置くなど組織上の特例等がある。	
	基礎自治体の税目のうち一定の税目はソウル特別市・広域市の税目			

出典：「第 28 次および第 30 次地方制度調査会提出資料」(総務省)を基に作成

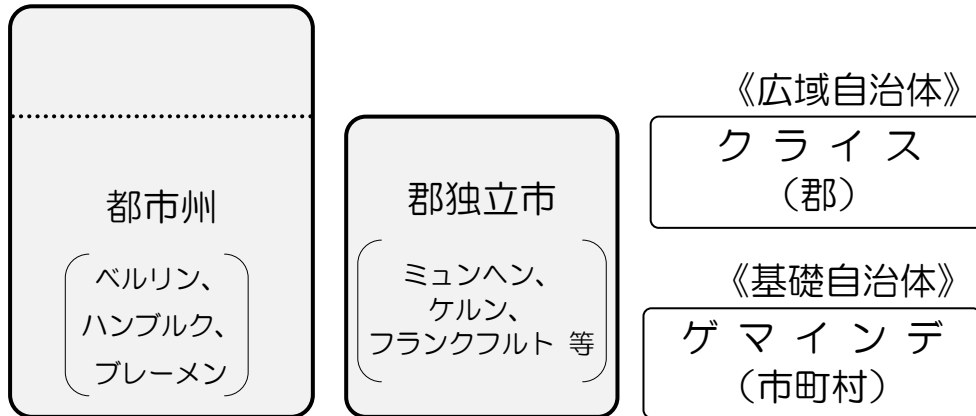
◆韓国（仁川の例）

	区＝ 下部行政単位 (1981～88年)	自治区＝基礎自治団体 (1988 年から)	地方行政体制改編に 関する特別法 (2010年)
広域自治体	仁川直轄市 (1981 年～) (広域自治団体・基礎自治団体の機能を併有)	仁川広域市 (広域自治団体) 1,002km ² 、266万人 (2010) (1995年まで直轄市) ◆市議会 (市議会議員 (地域区議員 (小選挙区) 30、比例代表議員3、教育議員5 (教育経歴等を有する者を直接公選→議会内委員会である教育委員会の委員に))、市長 ◆広域的・統一的事務、国家との連絡・調整事務、基礎自治団体での独自処理が困難な事務を処理 ◆以下の基礎自治団体の事務は、自治区ではなく広域市で処理 (人事交流、任用試験、教育訓練、土地等級・財産税課税標準設定、墓地・火葬場・一般廃棄物処理施設、国民住宅建設、都市計画、幹線道路、上下水道、公園、地方軌道・都市鉄道・バス、工業団地・公設市場、信号機・安全表示等)	—
基礎自治体等	区 (下部行政組織) (当初 4 区)	自治区 (基礎自治団体) (8区) 7km ² ～115km ² 、10万人～58万人 (2007 年) ◆区議会 (直接公選)、区庁長 (直接公選) ◆基礎自治団体の事務のうち、上記の広域市で処理する事務以外の事務を処理 郡 (2郡) ◆郡議会 (直接公選)、郡守 (直接公選)	人口又は面積が過少な自治区は適正規模に統合するとされ、大統領直属の「地方行政体制改編推進委員会」が、2012 年 6 月末までに、地方行政体制改編の基本計画の中で、自治区の地位、機能等について、大統領・国会に報告。(法案段階では、自治区の議会の廃止が盛り込まれていたが、修正により議会は存置し、推進委員会での議論に委ねられることとなった。)
下部行政組織	洞 (下部行政組織) (当初 79 洞)	洞 (自治区の下部行政組織) (123洞 (2007年)) ◆洞長 (区庁長による任命。区庁長の指揮監督を受け、所管事務を受託処理) 邑・面 (郡の下部行政組織) (1邑、19面 (2007年)) ◆邑長・面長 (郡守による任命。郡守の指揮監督を受け、所管事務を受託処理)	洞に行政区域の住民で構成される住民自治会を置き、事務の一部を委任又は委託することが可能。

出典：「第 30 次地方制度調査会提出資料」(総務省) を基に作成

ド イ ツ

(連邦を構成する州)



大都市制度の概要

	都 市 州	郡 独 立 市
位置づけ	基本法（憲法）前文に位置付けられた連邦を構成する州であり、州・郡・市の機能を併有	各州法に位置付けられ、郡・市の機能を併有
広域自治体との包括関係	クライスの区域外 ※連邦を構成する州とされる	クライスの区域外
組織	議会（直接公選）、参事会（行政機関）、長（州首相かつ市長、参事会の長）	州により異なる
区・非自治体	ベルリン州に12区（直接公選の区議会と、区議会から選任される区長・参事による区参事会）、ハンブルク州に7区（直接公選の区議会と、区議会が推薦し市参事会が任命する区長）、ブレーメン市に22区（直接公選の区議会、別に17の区事務所）。	州によっては設置可能

出典：「第 28 次および第 30 次地方制度調査会提出資料」（総務省）を基に作成

◆ドイツ（ハンブルクの例）

	地区委員会（住民代表組織）制度存続時 （2006 年 10 月まで）	地域委員会（区議会内委員会）制度導入後 （2006 年 10 月以降）
広域・ 基礎自治体	自由ハンザ都市ハンブルク（都市州） （Freie und Hansestadt Hamburg(Stadtstaat)） 755km²、179万人 ◆議会（市議会かつ州議会）（定数121） （直接公選）、参事会（市長が第二市長その他の参事を選任。議会の承認が必要）、市長（市参事会の議長でもあり、市議会が選出） ◆区で行う事務以外の全ての州・市の事務を実施	同左
	区（Bezirk）（7区） 50～161km²、12～41万人（非自治体） ◆区議会（定数：45～57名）（直接公選）、 区長（区議会が推薦し、市参事会が任命） ◆総務委員会以外の委員会については、 半分の議席に区内の一般住民を指名可能 ◆住民登録、旅券、外国人登録、戸籍、 低所得者・高齢者・障害者支援、住宅費補助、教育支援、都市開発規制、景観計画、市街地再開発、道路・緑地等維持管理、飲食店等営業許可、衛生管理、公害予防、立地企業支援、建築確認等を実施	同左
区等	地区委員会(Ortsausschüsse) （任意設置の住民代表組織。区議会の意見を聴き、市参事会が設置を決定） ◆15名の委員を区議会の各会派の勢力に比例して配分。一般住民を任命。 地区事務所(Ortsamt)（22ヶ所） ◆住民利益にかなう場合に、区内の一部において、区の事務を、地区事務所を通じて実施。(実際には各区にくまなく設置)	地域委員会 （Regionalausschüsse） ◆人口10万の地域ごとに設置できる区議会内の委員会 ◆半分の議席に区内の一般住民を指名可能 ◆専門委員会や特別委員会とは異なり、 区議会から、審議のみならず決定も含めて付託を受けられる。 市民センター（Kundenzentren） （2011年までに24ヶ所設置予定） ◆行政サービスセンター（他に社会サービスセンター、 経済振興・建設・環境センターがある）の一種 ◆区の事務のうち、住民登録、戸籍、旅券、運転免許証、犬の登録変更など、 以前おおそ地区事務所で行っていた事務を所管

出典：「第 30 次地方制度調査会提出資料」（総務省）を基に作成

フランス

《広域自治体》

レジオン（州）

デパルトマン（県）

パリ市

《基礎自治体》

マルセイユ市、
リヨン市

コミューン
（市町村）

大都市制度の概要

	パ リ 市	マルセイユ市・リヨン市
位置づけ	憲法での位置づけあり（第 72 条第 1 項）「特別な地位を持つ地方団体」 3 市に関する特別法（1982 年）により、県・コミューンの地位を併有し、区（行政区）を持つ。	3市に関する特別法（1982年）により、区（行政区）を持つコミューンとされている
広域自治体との包括関係	デパルトマンの区域外	デパルトマンに包括される
組織	パリ議会（県議会かつコミューン議会）、パリ市長（県・コミューンの首長かつ国の機関）（議会で互選）	
区：非自治体	20 区を置き、区議会、区長（区の代表かつ国の機関）（区議会で互選）が置かれている。	マルセイユ市に16区、リヨン市に9区を置き、マルセイユ市では2区ずつまとめて8連合区に区議会と区長、リヨン市では各区に区議会と区長が置かれている。
事務	県及びコミューンの事務（ただし、一般コミューンでは首長が行う行政警察・司法警察は、国任命のパリ警視總監の事務）	コミューンの事務

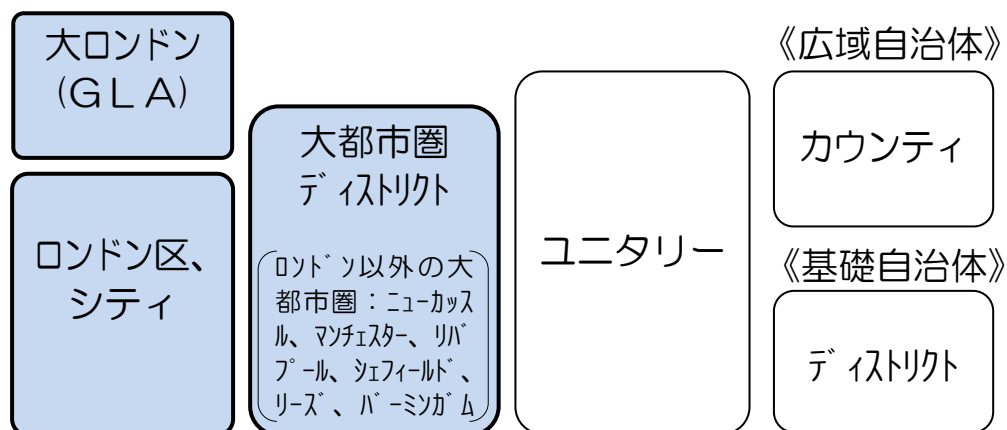
出典：「第 28 次および第 30 次地方制度調査会提出資料」（総務省）を基に作成

◆フランス（パリの例）

	従来の制度	グランパリ法 2010年6月	バラデュール委員会 （国設置）報告書 （2009年3月）
大都市圏全体	—	グランパリ ◆自治体ではなく大都市圏プロジェクト ◆パリ市及び周辺3県は存続 ◆プロジェクト分野：地域開発（州地方長官と関係コミューン等間の協定）、交通整備（グランパリ公社による都市高速鉄道網整備）、科学技術先端地域の集約 ◆なお、2009年3月から国任命のパリ警視総監がグランパリ区域に管轄を拡大	グランパリ (Grand Paris)（パリ市及び周辺3県（オー・ドゥ・セーヌ県、セーヌ・サン・ドニ県、ヴァル・ドゥ・マルヌ県）） （657km²、433万人（2006年）） ◆パリ市及び周辺3県を廃して設ける自治体（さらに外部区域の編入も可能。コミューンは存続。） ◆県の事務は全て、住宅・都市計画・交通に係るコミューンの事務の一部も移譲 ◆管轄がグランパリ圏内に限定される事務組合は廃止 ◆グランパリ外も管轄するイル＝ド＝フランス交通組合（STIF）やパリ圏清掃組合（SIAP）は、引き続き存続
広域・基礎自治体	パリ市 (Ville de Paris)（県・コミューンの機能を併有） 105km²、218万人（2006年） ◆パリ議会（定数163）、市議会議長（市長） 警察は一般コミューンと異なり、国任命のパリ警視総監が所管 ◆県事務（中学校、県道、国道維持管理、公共交通、通学バス、漁港、社会扶助給付、保健、福祉サービス等）及びコミューン事務（小学校、幼稚園、コミューン道、都市交通、社会住宅、都市計画、上下水道、電気・ガス、一般廃棄物収集等）を実施	パリ市は存続	グランパリの設置に伴い、パリ市は廃止
区	区 (Arrondissement)（20区） 1～9km²、1.8～24万人（非自治体） ・区議会議員（名簿上位者の原則3分の1は市議会議員兼務、定数計354）、区長（市・区議員兼務者から互選） ・託児所、児童公園などの施設の設置、区に関する事項についての市への意見表明、運営等（さらに区長は国の機関として、戸籍、選挙管理等を担当）	パリ市内は同左	パリ市内は同左

出典：「第30次地方制度調査会提出資料」（総務省）を基に作成

英国（イングランド）



大都市制度の概要

	【参考】 大ロンドン	ロンドン区・シティ	大都市圏 ディストリクト
位置づけ		London Government Act1963 等	London Government Act1972 等
広域自治体との包括関係	(広域自治体である)	GLAに包括される	広域自治体の区域外
経緯	1986年以降ロンドンにおいて存在しなかった広域自治体を2000年に企画調整・戦略策定に機能を限定して設立されたもの	シティは英国最古の自治体、ロンドン区は1965年に大ロンドン区域に設けられた基礎自治体	ロンドン以外の6つの大都市圏において、1986年に広域自治体（大都市圏カウンティ）が廃止されてから一層制となった自治体
事務	公共交通、地域開発等の企画調整と戦略策定	GLA本体・実務機関で処理する分野以外の広域自治体・基礎自治体の事務 シティは独自のシティ警察を有する	事務組合において処理している公共交通、廃棄物処理、警察、消防・救急以外の広域自治体・基礎自治体の事務
組織	GLA本体(市長(直接公選)、議会(定数25(直接公選))、職員数600名程度)のほか、公共交通、警察、消防・緊急時計画について実務機関を持つ	区議会(定数(区:48~69、シティ:125)、区によってはリーダーが内閣構成員を選任)、区長(名誉職又は直接公選職)	

出典：「第28次および第30次地方制度調査会提出資料」（総務省）を基に作成

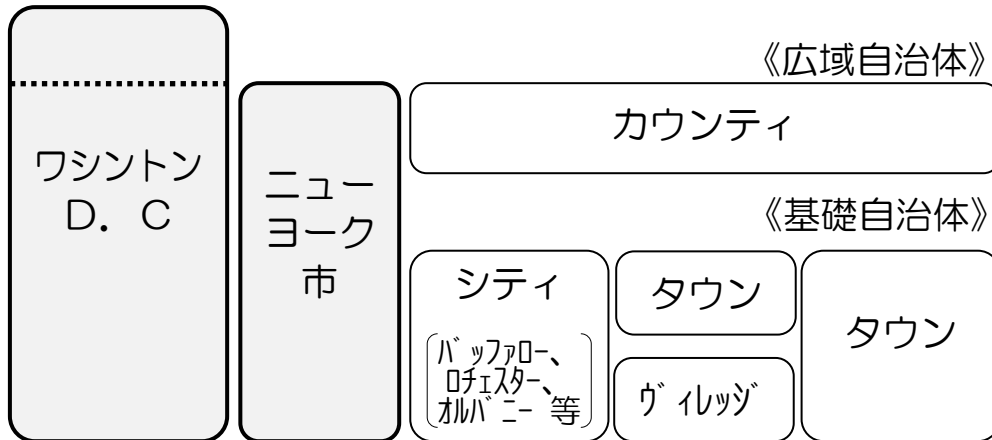
◆英国（ロンドンの例）

	LCC存続時 (1888年～1965年)	GLC存続時 (1965年～1986年)	GLC廃止後 ・ GLA設立前 (1986年～2000年)	GLA設立後 (2000年以降)
広域自治体等	ロンドン県 (London County Council) 300km²、320万人 (1961年) ◆議会（定数126 (1955～)） ◆当初、消防、下水、排水、清掃、道路照明等 ◆公営住宅、教育、計画、保健、福祉等を追加 ◆警察は、GLAに移管されるまでは国直轄の首都警察の所管（シティには首都警察とは別に、独自の警察機構あり）	大ロンドン (Greater London Council) 1,579km²、677万人 (1987年) ◆議会（定数92 (1974年～)、職員約22,000名 ◆総合的土地利用計画、大規模公園、広域居住計画、首都道路建設、廃棄物処理、娯楽施設等免許、内ロンドン建築規制、洪水予防、消防、司法事務、文化、スポーツ等 ◆【内ロンドン(旧LCC)の区域のみ】教育（内ロンドン教育庁）、建築規制	<広域的組織の例> 【政府任命機関】 ロンドン交通局、技術教育庁、首都警察、ロンドン・トランス（東部再開発地区）開発公社、ロンドン年金基金局、ロンドン芸術委員会等 【ロンドン区の合同委員会】 ロンドン計画諮問委員会、ロンドン区補助金委員会、ロンドン消防・市民防災局、ロンドン駐車場委員会、ロンドン身障者交通委員会等	大ロンドン (Greater London Authority) 1,579km²、783万人 (2010年) ◆議会（定数25）、市長（直接公選）、職員約600名 ◆公共交通、地域計画・住宅政策、経済開発・都市計画、環境保全、警察、消防・緊急時計画、文化・メディア・スポーツ、保健衛生等に係る企画調整と戦略策定 ◆GLA 本体以外に、実務機関（首都警察（最大23名の会議体）、消防・緊急時計画局（17名の会議体）、ロンドン交通局（職員約31,000名）を持つ。
基礎自治体	区（Metropolitan Borough Councils） (28区) (1899年～)とシティ（City of London）（自治体） ◆区議会 ◆公衆衛生、住宅、図書館、レクリエーション、課税徴収等	ロンドン区（London Borough Councils） (32区)とシティ（自治体） ◆区議会 ◆区域内開発規制、地区公園、地方道路管理、廃棄物収集、課税徴収、出生・死亡届、墓地・火葬場、環境衛生、図書館、文化、スポーツ等 ◆【外ロンドン(旧LCC区域外)の区のみ】教育、建築規制	ロンドン区（32区）とシティ ◆区議会 ◆左の事務に加え、GLCの事務のうち、公園、スポーツ、興行・演芸、司法事務、開発規制、公営住宅、道路等の事務が移譲 ◆内ロンドン教育庁の廃止（1990年）により、内ロンドンの区にも教育事務を移譲	ロンドン区（32区）とシティ (3～172km²、1.2万～35万人(2010年)) ◆区議会（定数（区：48～69、シティ：125）、区によってはリーダーが内閣構成員を選任）、区長（名誉職又は直接公選職） ◆大ロンドン設置に伴い、区の合同委員会で行っていた消防の事務はGLAに移管。

出典：「第30次地方制度調査会提出資料」（総務省）を基に作成

アメリカ

(連邦の州に属しない)



大都市制度の概要

	ワシントンD. C	ニューヨーク市
位置づけ	District of Columbia Home Rule Act	New York City Charter
	シティとカウンティの機能を併有	シティとカウンティの機能を併有（他地域では別法人である学区の機能も併有）
広域自治体との包括関係	カウンティの区域外 ※連邦の州にも属さない特別の団体	カウンティの区域外
組織	近隣地区諮問委員会あり	区（5区設置（各区が区域としてカウンティの位置付けを併有するが、自治体ではない）、公選の区長、区委員会（区選出市議会議員、各コミュニティ委員長がメンバー。区長が委員長）、コミュニティ委員会（市内59設置、区長が、それぞれ50名以下の委員を任命（うち半数は関係市議会議員から指名を受けた者を任命））
その他	国に留保される権限として、連邦議会は合衆国政府の所在地となるべき地域に対していかなる事項についても排他的立法権を行使する（合衆国憲法第1条第8節第17項）	

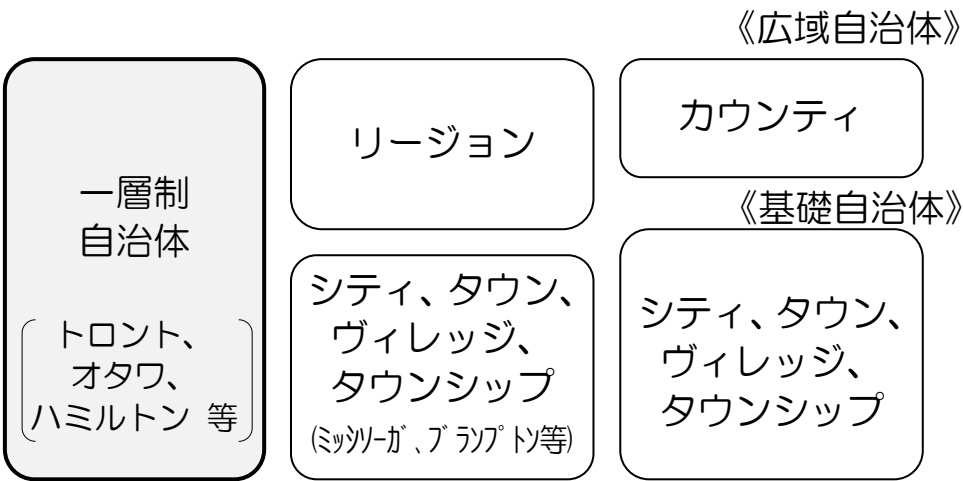
出典：「第28次および第30次地方制度調査会提出資料」（総務省）を基に作成

◆アメリカ（ニューヨークの例）

	現ニューヨーク市成立後 1898 年以降	ニューヨーク州・ニュージャージー州 港湾公社（Port Authority） 1921 年以降	ニューヨーク大都市圏交通公社 （Metropolitan Transportation Authority） 1968 年以降
大都市圏全体	—	◆業務区域人口：約1,700万人 ◆両州知事が指名して両州上院の同意を得て決定される各6名の理事、計12名によって構成される理事会が意思決定機関。各州知事にも拒否権あり。理事会の下での事務総長が実質的に執行機関の役割。 ◆業務内容 ①空港(5) ②橋梁(4)・トンネル(2)・バスターミナル(2) ③鉄道(PATH鉄道) ④港湾(8つの港・軍用港) ⑤不動産・開発(ウォーターフロント・産業団地) ⑥世界貿易センター(跡地開発)	◆業務区域：13,000km²、約1,460万人 ◆州知事が指名し、州上院の同意を得て決定される17名の理事によって構成される理事会が意思決定機関（うち4名はニューヨーク市長の推薦、7名は7カウンティの長がそれぞれ1名ずつ推薦）。 ◆業務内容 ①地下鉄・スタテンアイランド^①高速鉄道 ②バス（市内+ナッソー・カウンティ） ③郊外鉄道（メトロノース鉄道、ロングアイランド^②鉄道） ④橋梁・トンネル（市内）
広域・基礎自治体	ニューヨーク市 （New York City）（カウンティの機能を兼ねる） 785km²、818万人（2010年） ◆市議会（定数：51）（直接公選）、市長（直接公選） ◆カウンティ（保健、精神衛生、社会福祉、道路管理、刑務所管理、公園事業等）、一般的な市（住宅、病院、廃棄物処理、消防、上下水道等）、学区（初等・中等教育）の機能を併有		
区等	区（Borough）（5区）（非自治体） 61～290km²、47～250万人（2010年） ◆区長（直接公選）は、区委員会（区選出市議会議員、各コミュニティ委員長がメンバー）の議長を兼ねる。市のサービス提供監視、公聴会開催、コミュニティ委員の任命、市の契約の見直し勧告等実施 ◆1990 年以降、市予算への関与権限が減少	—	—
	コミュニティ委員会（Community Board）（59委員会）（1975年～）（平均12～15万人） ◆区長が50名以下の委員を任命（無報酬・実費弁償可。半数は関係市議会議員から指名を受けた者を任命） ◆住民ニーズ集約・伝達、行政評価、苦情処理、開発計画案に係る提言、土地用途指定見直しの検討、予算案についての公聴会実施・提言、公共施設整備の優先順位に係る意見提出等を実施	—	—

出典：「第 30 次地方制度調査会提出資料」（総務省）を基に作成

カナダ（オンタリオ州）



大都市制度の概要

	トロント市
位置づけ	一般制度である一層制自治体の一つであるが、一般法の「2001 年自治体法」とは別の「2006 年トロント市法」に位置付けられていることにより、他の一般自治体とは異なる権限が認められている。
特例	財産税以外の新たな税を課す権限（2008 年より土地取引税、自動車所有税を導入）や、市が州政府や連邦政府との間で直接協議を行うことが認められている。
コミュニティ・カウンスル	市内の 4 つの区域ごとに設けられた市議会の一委員会の位置付けで、各区内選出市議会議員が委員となっている。

出典：「第 30 次地方制度調査会提出資料」（総務省）を基に作成

◆カナダ（トロントの例）

	メトロ・トロント存続時 (1954～1998 年)	トロント市合併後 (1998 年から)	大トロント地域(GTA)タ スクフォース（州政府設 置）報告書（1996年1月）
大都市圏全体	—	大トロントサービス委員会 (Greater Toronto Services Board) (トロント市等各市の長・議員 で構成、メトロ議会の後継的 機関)を1999年に設置する が、2001年に廃止 ・鉄道・バスの運営等	大トロント (Greater Toronto Council) (メトロ・トロント+4 広域自治体) の設置 (最 広域自治体) 7,061km ² 、463万人 (1996 年) ◆基本はメトロ・トロントを引き 継ぐが、救急 (メトロ内 部)、地方道路以外の 道路、児童・老人福祉、 公衆衛生は市町村に移 譲 ◆州から環境保全の移譲 を受ける ◆市町村から経済開発の 移譲を受ける
広域自治体↓一層制自治体	メトロ・トロント (Regional Municipality of Metropolitan Toronto) 630km ² 、228万人 (1991年) ◆メトロ議会 (当初24議員 (構 成市からの間接代表) 及 び議長 (州政府任命) →1988年から34議員 (6市 長・28直接公選議員)) 及び議長)、議長に執行 責任 ◆広域計画、運輸、警察、 高速道路、幹線道路、上 下水道 (大規模施設)、廃 棄物処理、公衆衛生、広 域公園、児童・老人福祉、 救急 (メトロ内部)、事業許 認可等	(新)トロント市 (広域・基 礎自治体を兼ねる一層制 自治体) 630km ² 、262万人 (2011年) ◆市議会 (定数: 当初 56→44)、市長 (直接公 選) ◆メトロントと旧トロント市・5 近郊都市の事務のうち、 福祉の一部を除き管轄。 また、鉄道、バス、フェリー、 空港、上下水道検査、資 産評価、司法事務の一部 を新たに担当	—
基礎自治体等	トロント市 (City of Toronto) 等 (基礎自治体) (1967年に13→6に統合) 97km ² 、64万人 (トロント市) (1991 年) ◆市議会 (6市の定数計: 106)、市長 (直接公選) ■消防、地方道路、公園・ 娯楽、図書館、域内広域事 業、経済開発、土地利用計 画、廃棄物収集等	コミュニティ・カウンスル (Community Council) (新 トロント市の区域内に、当初6 区 (旧市ごと)、2003年12 月に4区 (44の小選挙区を4 分割) 設置) (人口60～64 万) (非自治体) ◆各区内選出市議会議員 がメンバーを兼ね、それぞ れ市議会の一委員会の 位置付け ◆区域内開発申請の議会 への提案、区域内街路、 駐車規制等の条例提案、 異議申立の処理、娯楽・ 治安等についての住民 意向把握等を実施	旧トロント市等 ◆左の事務に加え、メトロ 政府から救急 (メトロ内 部)、地方道路以外の 道路、児童・老人福祉、 公衆衛生について移譲 を受ける ◆経済開発は大トロントへ移 譲

出典:「第30次地方制度調査会提出資料」(総務省)を基に作成

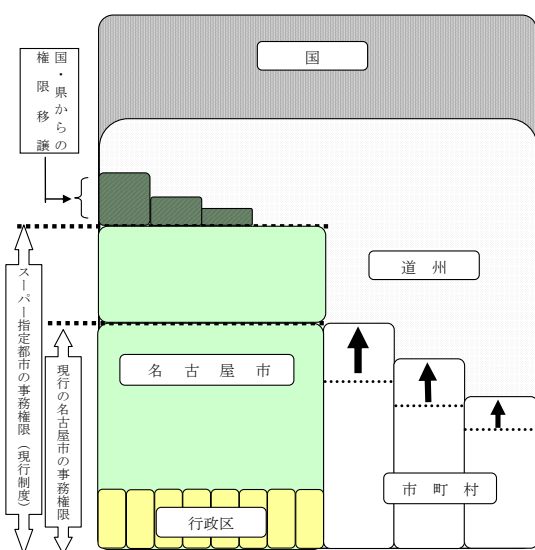
(参考) これまで本市が検討してきた新たな大都市制度のイメージ

「道州制を見据えた『新たな大都市制度』に関する調査研究報告書」
(平成19年2月：名古屋市総務局企画部大都市・広域行政推進室)

■道州制下における「新たな大都市制度」のイメージ

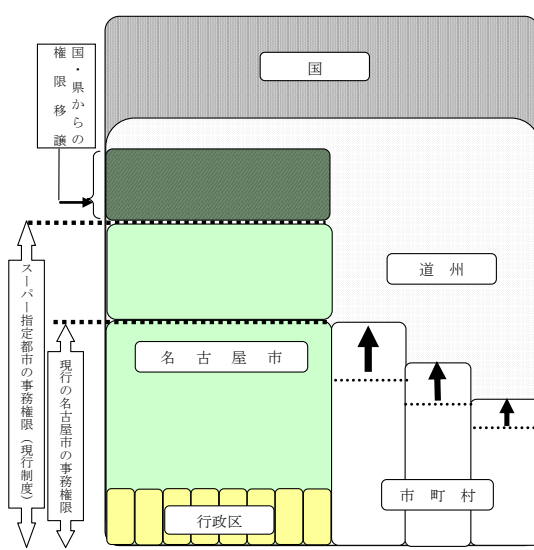
1 道州制下におけるスーパー指定都市

現行の指定都市制度を維持しつつ、「大都市特例」を強化



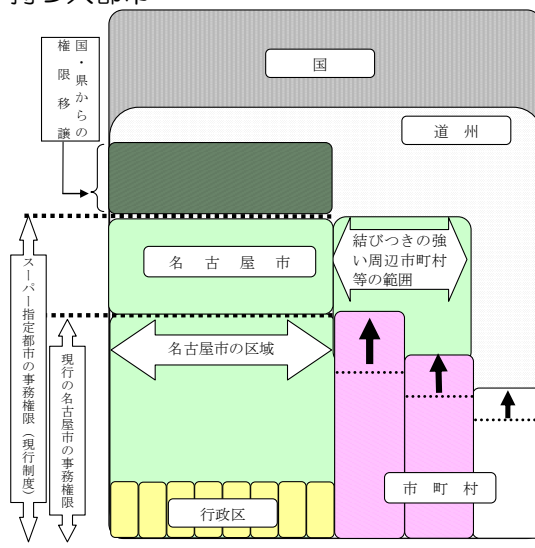
2 新特別市

本市を含め、規模能力及び中枢機能が特に高い大都市を対象に、法律で「特別市」(ただし、道州の区域に包含される)に指定し、道州との役割分担を明確化



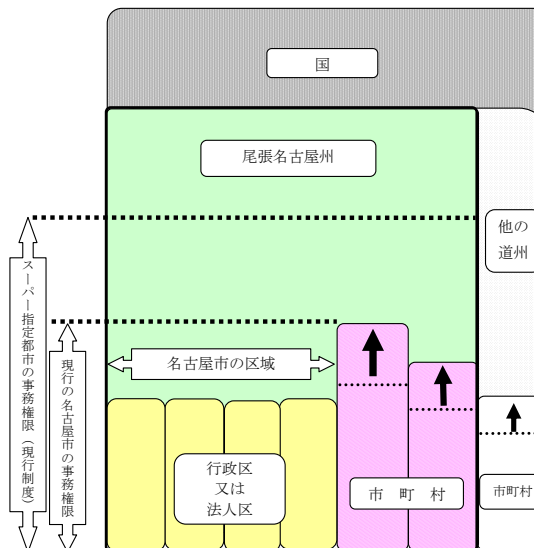
3 グランド名古屋
(広域調整機能を持つ大都市)

2に加え、実質的に一体性を形成している「都市のまとまり」や、大都市の影響が及び「都市圏」に対する広域調整機能を併せ持つ大都市



4 尾張名古屋州 (都市州)

歴史的につながりのある旧尾張国の地域を対象に、道州から独立した都市州を創設



大都市制度構想提言 『日本を牽引する大都市』
～「都市州」創設による構造改革構想～
(平成21年2月：横浜・大阪・名古屋3市による大都市制度構想研究会)

新しい時代の課題を克服し、我が国を強く豊かで魅力的な国としていくためには、地方分権改革の推進と地域主権型道州制の実現、さらに東京以外にも横浜、大阪、名古屋などの大都市がその力を存分に発揮できる大都市制度＝「都市州」の創設が必要

提言1：道州制において「都市州」制度を創設し、3市に適用すべき

道州制下の大都市制度として、一般道州から独立し、市と州の機能をあわせ持つ「都市州」制度を創設し、まず我が国を代表する大都市である横浜、大阪、名古屋の3市に適用すべき。これにより、重複行政を全廃し、都市州は都市課題に対して迅速かつ効果的に対応することが可能に。一般道州は大都市以外の地域への対応に注力できる。

「都市州」には、大都市が主に現在の市域をもって単一市で独立する「単一都市州」と、都市圏として機能的なまとまりを形成し、近隣自治体と共に独立する「大都市圏州」とが考えられる。

また、大都市を法的に明確に位置づけた「大都市制度法（仮称）」の制定が必要。

提言2：大都市部の税収が全国に行き渡る仕組みを構築すべき

市と州の機能を兼ねる「都市州」には、市町村税と道州税を一元化した「大都市税」として、地方税のすべてが配分される。あわせて、大都市が他地域と共生し、国全体の発展に資するために、大都市部の税収が、「都市州」を含めた道州間の財政調整を通じて、全国に行き渡る仕組みを構築する。この仕組みでは、税収の多い州から少ない州への水平的な移転により調整を行うこととする。

大都市が「都市州」として独立することで、大都市部の税収が一部地域にとどまらず、全国に行き渡ることが可能になる。

提言3：大都市の住民自治機能を一層強化すべき

地域主権型社会の実現のためには、住民によるガバナンスと行政のアカウンタビリティ（説明責任）が保障されることが不可欠。「都市州」においては、住民自治機能を一層強化していくべき。また、区役所が地域の住民サービス機能や地域支援機能を一元的に担い、本庁が担う機能は限定して効率化を図ることが必要。

ただし、「都市州」内部の自治構造は、各「都市州」が地域の特性を反映し、市民と共に主体的に選択・決定できることを原則とする。例えば、特別区制度に近い公選の区民代表機関や地域レベルの自治組織を検討すべき。

